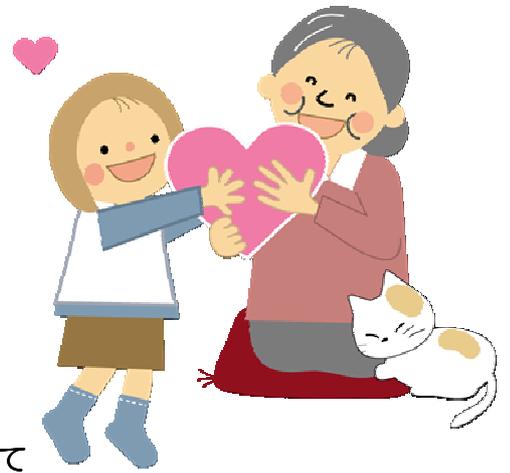


75歳以上でも医師国保は…

# 資格継続できます



⚠️ 第1種組合員（医師）の方のみご加入いただける制度です  
徳島県医師国民健康保険組合では医師である組合員の方が「後期高齢者医療制度」の被保険者になられても、本人の希望で医師国保の組合員として資格を継続することができます。（＝第3種組合員）

月額1000円



## 後期高齢者医療制度とは？

運営主体…全市町村が参加して各都道府県毎に設置された、「広域連合」が運営しています。  
加入者…75歳の誕生日を迎えた時点から医師国保の被保険者資格を失い、後期高齢者となります。  
保険料…均等割と所得割を組み合わせた保険料が個人ごとに賦課されます。  
保険証…後期高齢者保険証が交付されます。  
給付…自己負担割合は上位所得者「3割」、一般は「1割」です。

### 1 メリット

家族、従業員の方々（75歳未満）も引き続き医師国保に残ることができます。

本組合に残らなかった場合、家族や従業員の方々は、他の医療保険に加入することになり、今まで（医師国保）の保険料よりも高くなる場合があります。

※75歳以上の家族・従業員の方が第3種組合員になることはできません。

### 2 メリット

死亡見舞金として20万円が支給されます。

第3種組合員の方がお亡くなりになられた場合、「死亡見舞金」として本組合から20万円が支給されます。（必ず申請をお願い致します）

### 3 メリット

本組合の行う保健事業に参加できます。

総合健診

75歳の時点で本組合の役員や組合会議員になられている場合も、資格を残すことで継続して役員を務めることができます。同時に、保険に関する情報も得られます。

75歳の誕生日が近づくと、医師国保から資格継続の有無を確認する文書が届きます。  
徳島県医師国民健康保険組合

TEL:088-6226-3061 / FAX:088-626-3096